

# 昭和恐慌期の農村社会事業の実態

— 福島県旧牧本村での時局匡救土木事業を中心に —

Relief Work in Rural Japan During the Showa Financial Crisis

— A Civil Engineering Program in Makimoto Village  
in Fukushima Prefecture —

菊池 義昭\*

Yoshiaki Kikuchi

はじめに

近世以降の町村レベルで、社会福祉がどう形成されてきたかについて一連の研究<sup>1)</sup>を進めてきたが、本稿では、昭和恐慌期の農村社会事業の町村レベルでの実態を、従来通り福島県天栄村（その中の旧牧本村を中心に）の事例を通して明らかにしてみる。

これまでの社会福祉史の分野での昭和恐慌期の農村社会事業に関する先行研究の多くは、通史研究<sup>2)</sup>の中で位置付けられたもので、その政策的概要をまとめた程度であった。そして、「この時期ほど社会事業が農村経済更生の一翼として、防貧と生活改善に動員されたことは珍しい<sup>3)</sup>」と評している。これは、日本の社会事業の形成史から言えば、「珍し」出来事であったかもしれないが、当時の日本の歴史的状況からすれば当然の方向性であったと言える。

むしろ、昭和恐慌期の農村の窮乏化対策を国の政策として実施しなければ、国家的な危機を救えないと認識し、救農政策を実施し、その一部として農村社会事業が押し進められたと言える。その意味で、農村社会事業は、都市部で行われていた失業救済事業と同様に、窮乏化するより多くの国民一般を対象とする社会事業的政策であり、極貧者に限定した救貧政策や事業よ

り、より社会事業的であったと言える。つまり、都市部における失業救済事業や救農政策の一部としての農村社会事業の中で、窮乏化する多くの国民がその対象とされ、質や量は別にしても救済を体験しており、その体験が社会事業を規定する最も有力な要因の一つになると考えるからである。そして、昭和恐慌期の救農政策、特に農村経済更生運動は、日本の戦時体制下へ町村を移行する地ならし的役割を果たした<sup>4)</sup>と言われ、その一部に農村社会事業が含まれ、町村レベルで具体的に実行されていたとすれば、これは、社会事業政策が国民レベルで実施された最初の事実となり、かつ、町村レベルでの戦時厚生事業への連動にも信憑性が増してくると言える。本研究では、このような認識のもとに、救農政策の（もしくは、農村での社会事業）実態を旧牧本村を例に検討し、農村社会事業の側面（内容）と性格を明らかにして行きたい。

なお、このような認識に近い立場から「農村社会事業」の成立とその概要をまとめた研究に田端光美著『日本の農村福祉』（勁草書房、1982年7月）の「第一章 戦前の農村社会事業」がある。ただ、同研究も農村社会事業の実態を町村レベルで分析しておらず、本研究では、それを実施し、農村社会事業の町村レベルでの歴史的役割と性格を検討して見たい。

\* 児童福祉学専攻

実は、昭和恐慌期の救農政策についての先行研究は社会福祉史以外の分野では多数あり、中でも本研究に直接関連すると見られるものからは特に学ぶ必要がある。その一つは福島県内の行政村での救農政策（時局匡救事業と農村更生運動）の実態を分析している研究で<sup>5)</sup>、もう一つは救農土木事業を、国の失業救済政策（事業）の延長として位置付けて分析した研究<sup>6)</sup>である。

これらの研究は、この時期の国の救農政策や失業救済政策の政策的意味や影響が、当時の農村にどう反映されていたかを分析し、それらの政策の社会経済史的意義や役割を解明しようとする研究である。前者の研究では、この時期の救農政策が全国の農村を戦時体制下に移行する前段階的政策であったことを、町村史料を使って具体的に立証している。その意味で救農政策は、全国の農村（行政村）を国の行政の末端として再編する最終段階の役割を担い、かつ、行政村の村民（農民）を国の行政の末端に組織化する全国的政策であったといえよう。そして、戦時体制下で村民の生命も財産も動員できる体制の地ならしがこの時期に作られつつあり、その一翼を農村社会事業が担ったといえたとすれば、救農政策の全体像を明らかにする作業に深くかかっながら農村社会事業の内容と性格を分析する必要がある。

つまり、①これまで言われてきた農村社会事業なるものが、実際の農村でどのように実施され、その内容はどのようなものであったかを、時局匡救土木事業と農村更生運動の実態の中から見出すこと、②その内容が、村民の生活に何をもたらし、どう受け入れたかの内実と。③それが、村レベルでの戦時厚生事業にどう連動していくか、その具体的要因は何か、などを分析することにする。

特に①では、時局匡救土木事業や農村更生運動自体が全て農村社会事業でなく、むしろ、農村の窮乏化を救済する農業補助策や農業振興策もしくは、農家の生産性向上策のための農民の組織化が中心で、その手段として農家の生活改

善や農民とその家族への直接、間接の生活救済策（農村社会事業）が実施されており、本研究では、後者（「手段」）の内容と性格について分析してみる。②については、後者が農村の生活にどう影響したかを検討するもので、具体的政策への評価と同時に、農民の当時の社会事業への認識も考察可能になろう。③では、救農政策が町村レベルでの戦時体制への移行に地ならしの役割を果たし、戦時体制へ連動したと言われるが、その中での農村社会事業が戦時厚生事業に移行する具体的要因についても明らかにしたい。

ただ、本稿では、救農政策として最初に実施された時局匡救土木事業の実態とその農村社会事業的側面の内実を旧牧本村（以下牧本村と記す）を例に明らかにしてみる。

## 1. 牧本村と福島県の時局匡救土木事業の概要

### 1) 牧本村の概要

当時の牧本村は、福島県の中央部の奥羽山系の最南端部に位置し、土地の83.2%（3383.6町）が山林原野で、田が305.2町（7.5%）畑が142.2町（3.5%）という山村で、米作と畑作が行われる村であった。この数字は、昭和恐慌期の1934（昭和9）年10月<sup>7)</sup>当時のもので、人口は2,814（418戸）で、牧ノ内、上松本、下松本の3地区から構成されていた。職業別の戸数状況を見ると農業289戸（69.1%）が最も多く、商業（37戸）、工業（29戸）、其他（63戸）で、農

産業別総生産額 <表1>

	金額	(%)
農産	119,633円	(50.2)
蚕業	28,330	(11.9)
畜産	6,351	(2.7)
林産	37,481	(15.7)
工産	22,651	(9.5)
醸造	23,325	(9.8)
副業	561	(0.2)
計	238,332	

（『昭和九年牧本村勢要覧』より作成）

業が中心の地域であった。

一方、同村の産業別の総生産額を見ると表1のようになり、米作を中心とする農産物の生産額が半分を占め、山村だけに林産額が次に多く、蚕業、醸造と続いた。つまり、農業関係の生産総額は154,314円(64.80%)と、農業を中心に、林業と工業および醸造により成り立っていた村であった。農産の中心は米作で81.3%<sup>9)</sup>を占めており、米作中心の農業で、それに林業や蚕業を加えた地域であった。

このような村の階層概要を知るには、自作、小作の状況を見きわめる必要があるが、資料が見当たらず確定できない。ただ1929(同4)年の資料<sup>9)</sup>によると自作地と小作地の割合は1:1.3で、特に田は1:2と小作地が多く、小作米70俵以上を集め地主が18戸<sup>10)</sup>あったところから見て、自作兼小作や小作が大半であったと見られる。このため階層状況については、村税の「戸数割賦課額」に各戸別の「賦課額」があり、それを一つの指標とした。たとえば、1933(同8)年を例に見ると、(表19参照)村税5円以下の層が47%で、30円以下の層が91.6%となり、大半がこの階層であった。これに非納税層(48戸)があり、納税を基準にする階層は4つぐらいに分けられる。この基準より、仮に非納税層を最下層、5円以下納税層を下層、5円-30円以下層を中層、30円以上を上層としておく。そ

うすると、全体の約半数以上が下層に属し、4割が中層で、1割が上層という階層分布が見えてくる。なお、納税額の算出は、「資産ノ状況ニ依ル賦課額」と「所得ニ依ル賦課額」を合算したもので、ここから各戸の資産や所得が推定できる。これらの資産や所得から当時の各戸の経済状況が類推できると見られるが、関係資料不足や紙面の関係から省略する。

次に恐慌期の牧本村の村民の窮乏化の状況も押さえておかねばならないが、これも資料がなく確定できない。牧本村のあった岩瀬郡内の農家の負債状況については、1931(同6)年8月末現在、一世帯平均約818円30銭であった。牧本村が岩瀬郡内で例外的に産業が発展したわけではなく、むしろ、田畑に恵まれず生産性が高くなかったことから考えて、牧本村の農家も平均800円以上の負債を抱えていたことは想像にかたくない。この負債をもたらしたのは、恐慌にともなう農産物価格の暴落で、米、繭、果実、野菜、煙草、麦類が軒並み従来の半額程度に下落<sup>11)</sup>し、農家の収入が激減してしまったためである。これも福島県の資料であるが、9人世帯をモデルにした農家の収入は表2のように、1931年の収入は、1927(同2)年の3分の1近くまで減少し、生活費を切り詰めてもなお不足し、その分が負債とし累積するという構造になっていた。1931年の1日の生活費を計算すると1

米作を主とする自小作農家(家族9人、成人6人)

〈表2〉

種 別	年 度				
	1927年	1928年	1929年	1930年	1931年
	円	円	円	円	円
農家の純収入	1,010.12	966.84	760.85	541.91	378.19
内 農 業 純 収 入	841.87	793.66	584.16	338.72	303.41
農 作 純 収 入	168.25	173.18	176.69	203.19	74.78
租 税 ・ 公 課	118.68	127.39	97.85	87.03	77.20
差引農業ノ純所得	891.44	859.53	663.00	454.88	300.99
生 活 費	854.22	871.08	769.23	801.08	530.89
差引余剰、不足	37.22	△31.63	△106.23	△346.20	△229.90
負 債 高	774.98	904.98	1,775.41	2,063.28	(不詳)

備考『福島県農会ノ農家実態調査』

1. 純収入とは農家の総収入より租税公課以外の経営費を差引いたもの
2. 農作の純収入とは俸給労銀、財産利用収入等より直接之を獲得するために要する経費を差引いたもの  
(福島県農業史編纂委員会編『福島県農業史』第2巻)

円45銭（1930年は2円19銭）で、1人1日16銭（24銭）の生活費であった。

このような窮乏化の状況は牧本村にも存在したと見られ、また、日本全国の農村がこのような状況に陥ってしまったため、国としても昭和恐慌がもたらした農村の不況と窮乏化を救済する政策を本格的に実施せざるをえなかった。その政策の一つに時局匡救土木事業があった。

## 2) 福島県の時局匡救土木事業の概要

農村救済政策（救農政策）としての時局匡救土木事業は、1932（昭和7）年8月の第63臨時帝国議会で決議され、農家の累積する不債を整理する負債整理事業、農村経済の自立更生を図るための農山漁村経済更生運動とセットで実施されたのである。このような農村救済政策を実施したのは、全国の農村が窮乏し「農村請願運動」が背景となっていたが、同時に1931（同6）年の満州事変による中国侵略と農村救済の二大政策を組み合わせる基本政策とした国側の思惑<sup>12)</sup>も視野に入れておく必要がある。そして、

農村救済が本格的に展開されると「農村請願運動」の中にあつた『農村モラトリアム』の叫ぶが影をひそめ、それに代わって『農村自力更生』の提唱がようやく活発<sup>13)</sup>になってくるといわれているが、そのような性格を持った時局匡救土木事業での牧本村での実態と農民救済の効果を農村社会事業の視点から見ていくことにする。

国は、先の第63臨時帝国議会（時局匡救議会）で時局匡救政策と時局匡救予算を成立させ、1932年から1934（同9）年までの3年間全国で農村救済を中心とする時局匡救土木事業などを実施する<sup>12)</sup>。3年間の総額は8億5600万円で、大部分が内務省と農林省所管の「農村振興土木事業費」と「農業土木事業費」であった<sup>13)</sup>。このうち福島県には、3年間で794.4万円が補助され、これに県費を加え、各市町村に補助金として再配分し、各市町村で各種の事業を実施した。その概要と実績は表3、4のようになるが、いずれの事業も窮乏化した農民（窮民）を就労させる土木工事や農地改良事業であった。この

福島県における時局匡救土木事業成績

〈表3〉

年 度	事業費総額	労力費	延人員	実人員
	円	円	人	人
1932年	4,437,566.46	3,002,386.86	4,434,316	298,416
1933年	4,955,300.63	2,922,895.45	4,179,023	239,591
1934年	2,627,766.65	1,501,467.65	2,104,323	135,826
合 計	12,020,633.74	7,426,749.96	10,717,662	673,833

（福島県学務部『福島県時局匡救事業概要』）

事業別時局匡救土木事業成績

〈表4〉

事 業 名	事業費総額	労力費	延人員	実人員
	円	円	人	人
農村振興土木事業	7,654,073.71	4,293,189.73	6,149,326	295,762
農村振興農業土木事業	2,531,852.16	1,675,211.41	2,445,841	127,607
山林課関係事業	841,379.32	642,986.66	915,930	43,998
桑園整理改植事業	764,811.85	607,899.53	919,392	183,000
牧野改良事業	193,226.05	186,143.45	249,914	20,626
幼駒育成事業	35,290.65	21,319.18	37,259	2,840
合 計	12,020,633.74	7,426,749.96	10,717,662	673,833

（同上）

ことから明らかなように、時局匡救土木事業は、平たく言えば公共工事などを起こして農民に働く場を与えて現金を得せしめる事業が中心であり、農村社会事業という立場から見れば窮乏化した農民の生活への間接救済策の側面を有していたと言える。

ただ、表4に掲げられた各事業費が全て、窮乏化した農民の生活への間接救済であったかと言えば、そうではなかったと見られる。時局匡救土木事業の農村社会事業的側面を見極める時、この点の判断基準が重要になってくる。その基準は「はじめに」の①で述べたように、農家の生活改善や農民とその家族への直接、間接の生活救済であるか否かという点である。つまり、農家の生産活動の救済策としての農業への補助事業であれば「否」であり、農民とその家族の「生活の糧」を得るための、もしくはその意図と可能性の強い事業であれば農村社会事業的側面を有したものと判断することにした。そのためには、時局匡救土木事業の個々の事業の内容をこの基準で腑分けして行く必要があり、実際の事業がどのような経過で実施され、窮乏化する農民の手にどう渡って行き、どう活用されたか、もしくは、どう活用される可能性があったかの実態を明らかにしなければならない。

そして、そのような腑分けを前提として②の考察が可能になると考える。そこで、牧本村を事例に、それらを見て行くことにする。

## 2. 牧本村での時局匡救土木事業の内容

### 1) 1932（昭和7）年度の事業

1932（同7）年度の牧本村での時局匡救土木事業には、①同村が工事主体となり、県の補助を受けて実施した村道改修工事（農村振興土木事業）、②同村内で実施された、県直営の土木工事（同上）、③村内の養蚕実行組合が補助を受けて実施した桑園整理改植事業、④西郷採草組合が補助を受けて実施した牧野改良事業の4種類であった。以下において、これらの事業が

実施される経緯とその実績を見ながら、各事業の農村社会事業的側面を検討してみる。

### (1) 村道改修工事の内容

#### ① 県の指示

時局匡救土木事業が、窮乏化した農村の救済を目的に実施することは国の意向であり、福島県もそのような方針で、各市町村を指導した。農村振興土木事業の具体的方針も、①窮乏せる農山漁村匡救として早期（年度内）着工、②事業は労力費が多く出るもの、③工事個所選定は部落間の問題が起こらないところ、④各地方に普遍的に配分し就労の機会を均等にすることを指示<sup>14)</sup>し、県内の窮乏化農民が、早急かつ最大にして均等に就労し、現金が得れるように配慮したようであった。

また、1932年9月には市町村長を招集、「市町村長会議」を開催し、①農村振興土木事業ニ関スル件、②農村振興県道工事ニ関スル件、および「請負契約条件」を指示<sup>15)</sup>した。①では、「農山漁村ノ疲弊困憊甚シキ現状ヲ匡救」するため、町村で施行する土木事業の事業費の4分の3を補助し、4分の1は町村負担とし、負担分は低利貸付をすることなどと、3年間で総額1,556,000円規模の町村道改修、河川改修などの町村土木事業を助成するとした。②は、県道工事の町村請負に関する指示で、「生活困窮者ノ救済ノ実ヲ挙ケムカ為」、県道工事の請負は町村請負しか認めず、町村会の議決を経て歳入歳出予算に計上すること。また、「請負契約条件」として、隣接市町村の失業者と生活困難者の受け入れ、賃金の日払い、労働者出簿の整備、工用具の無料貸与、遠距離者への共同宿泊所の設置などを命じた。

#### 請負契約条件

本工事ノ請負ヲ爲スモノハ大正九年十一月内務省令第三六號道路工事執行令並大正二年福島縣告示第二號執行規程ニ依ルノ外左ノ条件ヲ遵守スヘシ  
一 隣接市町村長又ハ職業紹介所長ヨリ失業者及生活困窮者（何レモ労働證票ヲ所持スル者ニ限ル）使役ノ要求アル場合ハ地元市町村長又ハ職

業紹介所長ハ所轄土木監督所長及隣接市庁村長  
又ハ職業紹介所長ト協定ノ上前項範囲内ニ於テ  
適當ニ割當テ之ヲ使役スヘシ

二 使用労働者ノ賃金ハ特別ノ事由ナキ限り日拂  
ト爲スヘシ

三 市町村長ハ工事場ニ別記様式第一號ノ労働者  
出簿ヲ備ヘ置キ日々ノ出場者及日給支給額ヲ  
記入整理縣係員ノ検閲ヲ受ケ工事竣工シタルト  
キハ所轄土木監督所ヘ提出スヘシ(以下略)

(福島県学務部『福島県時局匡救事業概要』)

この内容を見ると、時局匡救土木事業には、

①町村での各種土木工事への補助と②県直営の  
道路工事の町村請負の2種類があり、町村内の  
生活困窮者や失業者への就労の推進とその条件  
づくりに関する指示であった。このように時局  
匡救土木事業は、生活困窮者や失業者などへの  
間接救済を積極的に実施することにあつたと言  
える。その具体的補助対策や手続きなどは、同  
年9月12日付県令第30号「農村振興土木費補助  
規程<sup>16)</sup>」で定められた。それによると補助対象  
事業は、①道路工事(普通修繕は含まず)、②  
河川工事、③港湾工事、④船溜及船揚場設備工  
事で、補助額は、事業費の4分の3で、特に窮  
乏する町村は全額補助をした。補助申請書には、  
工事計画書、歳入歳出予算書、労働者使用延人  
員並に要救済使用延人員調などの添付が必要と  
され、工事計画の中で要救済者をどれだけ使用  
するかが補助決定の要件となつていた。

このように、県レベルでは、窮乏化する農民、  
いや、この土木工事で就労する者を生活困窮者  
と認識し、そのような人々を対象に、就労の機  
会を多く創出する土木工事を実施し賃金を支給  
するという、間接救済に力点を置いた工事を実  
施するよう指示したと理解できる。

## ② 村会での工事箇所決定

牧本村で時局匡救土木事業が取り組まれたの  
は、1932年10月13日の村会で第1号議案として  
「時局匡救土木事業施行ノ件」が提出された<sup>17)</sup>  
のが始まりである。その内容は次の箇所の村道  
改修工事を実施するというものであつた。

1. 大字下松本地内 字仁ノ田ヨリ杵衝村大字杵

衝ニ至ル道路ノ一部ノ2. 大字上松本地内 字宮  
ノ北ヨリ長沼町大字小中ニ至ル道路ノ一部ノ3.

大字牧之内地内 字児渡ヨリ大屋村安養寺ニ至ル  
道路ノ一部ノ4. 大字牧之内地内 字矢中ヨリ字  
原町ニ至ル道路ノ一部ノ5. 大字牧之内 字惣五

郎内ヨリ大屋村大字隈戸ニ至ル道路ノ一部

(牧本村『昭和七年牧本村会議録』)

また、第二号議案として「時局匡救土木事業  
費起債ノ件」、第三号議案として第一号、第二  
号議案を実施するための「昭和七年度岩瀬郡牧  
本村歳入出追加更生予算ノ件」も同時に提案さ  
れた。先の第一号議案には、時局匡救土木事業  
を実施する理由などについての説明が付されて  
ないが、当日の村会では議長より「提案ノ理由」  
の説明があり議事に入った。しかし、各議員よ  
り「本工事決定ニ至ル迄ノ経過今後ノ施工ノ方  
針等」の質問があり、議長がこれに答えたが、  
まとまらず30分ほどで一時休議することになっ  
てしまった。「議事録」には、各議員の質問内  
容などは記録されておらず、問題となった事項  
は明確にできないが、時局匡救土木事業が村で  
取り組みに至るまでの経緯や工事の実施方法な  
どについてのようである。村が提案した道路工  
事箇所は、下松本地区と上松本地区が各1箇所、  
牧之内地区が3箇所であつた。この工事箇所数  
は各地区の戸数比とほぼ一致するもの<sup>18)</sup>で、地  
区の均衡を配慮した内容であつた。午後3時に  
再開したが「本日ハ閉議シ其間ニ各区长ノ意見  
ヲモ聴キ決議シテハ」との発議があり、これを  
了承し散会した。これは、各箇所の道路改修に  
窮乏する農民を使うためには、各区内の道路改  
修箇所を各区の農民を使って実施することが、  
地理的便宜性から考えても、多数の農民をまん  
べんなく就労させ救済できるという観点から見  
ても公平公正で最も有効であるとの共通理解に  
達し、そのためには区長の協力が絶対に必要で  
あると判断したためであろう。

村会は、翌14日午後3時に再開されるが、13  
日夜から14日にかけて各村議が各区长などに、  
この工事(道路改修工事)の内容を説明して了解  
を得たようで、「区长ノ意見ヲ徴シタル顛末

ヲ述べ全員一致」で第一号議案を可決した。第一号議案が可決されれば、第二号、第三号議案は関連議案なのですぐに決議された。このように議会において、村議から質問が出たり、議事を1日止めて各区長の意見を聞いたりするのは、全く異例の事と言え、その意味でこの時局匡救土木事業は、各区の利害関係ともからんでこの時期の村にとって重要な事業であったことが理解できよう。

5ヶ所の道路改修工事は、県からの時局匡救土木事業費補助1,500円と第二号議案の村債500円、計2,000円の歳入を基にして実施されることになった。村債500円を計上したのは、補助金が4分3であったため、借入先は福島県となっており、県からの補助と低利融資を受けて事業を起こしたのであった。一方、2,000円の歳出内容は、道路改修費（農村振興土木費）として、表5のような予算を組んだ。これを見ると工費が75%を占め、この中に農民を就労させる賃金（労力費）が含まれた。しかし、翌年2月27日の村会では、予算の補正（更生）が行われた<sup>19)</sup>。（表5右）これは、「惣五郎内隈戸線」の設計変更などにとまなうもので、工費などが減少し道路敷買収費が増加したためであった。「惣五郎内隈戸線」については、3月1日の村会で中止が決議され、3日の村会ではその工事費を矢中原町線（矢原線）に56円、仁ノ田杵衝線（仁杵線）に211円を分配し表6のように変更した。

5月27日の村会では、村道改修にとまなう敷地買収が決議された。

以上が、村道改修工事を実施に移すまでの経過であるが、実は村および村会が、窮乏化する

工事費変更後の予算 <表6>

		矢原線	仁杵線	惣隈線
工 事 費		534円93	422円57	中止
工費（道路費）		434.02	340.75	
内 訳	土 工 費	219.51	129.07	
	擁 壁 費	94.92	-	
	溝 橋 費	64.46	-	
	路 面 費	55.13	211.68	

（牧本村『昭和八年同上』）

村民のために、補正予算等を組んで土木工事を実施した経験はすでに何度か見られた。明治三十五年凶作、同三十八年凶作、大正二年凶作<sup>20)</sup>で、この時は凶作による窮民救済のために土木工事を実施しており、村としてはそれなりの経験とノウハウを持っていたと見られる。

ただ、今回は、国の事業の一環として農村および農民の救済を目的に実施された点に相違があり、村がそのような目的の事業を行うのは初めてであった。とは言え、村民の窮乏化を救済するための土木工事という意味では変わりなく、窮乏化の背景や原因、そして、補助事業の性格は違っても、村および村会（村民も）では、以前の窮民救済土木工事の延長上に今回のそれも位置付けたと見よかろう。その意味で村レベルでのこの工事は窮民救済的要素の濃い土木工事との共通認識が存在していたと見られる。そして、今回の土木工事が、一度に5ヶ所で実施しようとし、それも、各区や各部落に分散させた点も注目する必要がある。実際には4ヶ所に減ったが、各地区単位で実施したのは、村民の就労機会を均等にすると配慮からで、村を工事主体としながらも各区などの旧来の共同体（自然村を含む）を尊重した実施内容であった点である。

1932年度時局匡救道路改修工事費の予算

科 目	予算額	内 訳	補正後
道路敷買収費	200円00	1反歩	390円00
工 費	1,510.00		1,352.00
雑 費	60.00	器械器具費50円、諸用品10円	77.00
事 務 費	150.00	工事監督費150円（150日分）	120.00
設 計 費	80.00	測量設計20円、製図費5円、その他55円	61.00

（牧本村『昭和七年牧本村会議録』、同『同八年同』）

<表5>

③ 工事の実績

残念ながら工事の実績を知る詳しい資料は見当たらない。ただ、同工事の概要を知る資料が二つあった。一つは、工事着工直前の郡

山地方専売局須賀川出張所への回答<sup>21)</sup>（昭和7年11月18日付）で、工事中工は11月20日、竣工翌年3月31日、就労者延べ1,590人、総工費1,800円（道路敷買収費を除いた額か）、男性1人当たり賃金60銭、女性40銭を予定していた。女性賃金は男性の2/3の金額と格差があった。もう一つは、翌年4月21日付で各市町村などに指示した「昭和七年度ニ於ケル匡救事業失業急事業其ノ他ノ公営事業ニ関スル件照会」（八社第一一四号）に対する回答<sup>22)</sup>からである。牧本村では6月3日付（収第五七五号）で、表7のように回答した。

この表の様式は県からの指示によるもので、これを見ると、総事業費は2,000円と当初予算と変わらなかった。このうち就労者に支払われた賃金（労力費）は1,269円と全体の63.5%を占め、県の指示通り、工費の大半が就労者に賃金として給与されていた。就労延人員は1,841人で、1人1日の平均賃金は69銭であった。就労者の実人員は、男性162人、女性90人、計252人で、1人平均5円4銭ほどの賃金を得ている計算になり、3.5日間<sup>23)</sup>ほどの「生活の糧」になったようである。就労者の職業別状況では、93.7%が農業（耕作者）であり、そのうち女性が34.9%を占めて、就労者の大半が農民で、そ

の3分の1が女性であったことが分かる。つまり、1932年度の牧本村での農村振興土木工事は、3分1ほどの女性を含む農民（耕作者）に賃金が給与されていた。

就労者252人が各戸1人づつであったとすれば全戸の約6割が対象となり、1戸5円4銭平均の「生活の糧」になっていた。このことから、この工事は「賃金散布」的な農村農村社会事業的側面を有する事業と言えよう。また、女性が多かったのは、工事が4ヶ所に分散し、地区内の工事現場で女性でも通勤しやすかったためと推測する。

(2) 県営土木工事の内容

牧本村での県営土木工事を確認できる資料は一つ<sup>24)</sup>しか手元にない。それによると、4,008円20銭を使って204.68mの土木工事を県が直営で実施していた。これ以外のことは不明であるが、工事規模は村営の2倍であり、村営のそれと同じように地元の村民を就労させ、費用の大半を就労者の賃金として給与していたとすれば、村民の生活救済に先の村営工事の2倍の効果があつたと仮定できよう。今後、これに関する資料を発掘し、その辺を確定してみたい。

1932年度時局匡救土木事業に関する調

〈表7〉

事業主体	事業種目	事業総額	同左中 労力費	使用労働者延 人員	1人平均日額 賃金	使用労働者実人員			同 左 職 業 別 人 員								
						男	女	計	農			業			計		
									耕作者			その他			計		
									男	女	計	男	女	計	男	女	計
	道路工事	2,000 円	1,269 円	1,841 人	0.69 円	162 人	90	252	184	88	272	-	-	-	184	88	272

同 左 職 業 別 人 員												計		
工 業									計					
一般労働者			失業者			其他								
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
9	-	9	-	-	-	5	2	7	5	2	7	162	90	252

〈注〉職業別人員の「林業者」「商業」「水産業」「其他」の欄は該当者がなく省略。

（牧本村『昭和八年土木関係書類綴』）



### (3) 桑園整理改植事業の内容

#### ① 補助金交付の経過

桑園整理改植事業も、国の時局匡救土木事業の一環で実施されるが、それは、1932（昭和7）年の繭価惨落による養蚕農家の窮乏を救済するため、3年計画で桑園整理と改植を進める事業への助成として実施することにした<sup>25)</sup>。しかし、実際にはそれ以前から繭価は急落した状態<sup>26)</sup>であり、このように養蚕農家の困窮度が深まる中で桑園整理改植事業は実施されることになった。福島県は、窮乏養蚕農家の救済と桑園改良6ヶ年計画を立て、この機にそれを実行する方針で同事業に取り組んだ<sup>25)</sup>。

実施に当たっては、1932年9月2日付で各市町村に「桑園整理及改植補助反別並に金額配当」を内示し、同月15日付（県告示第432号）で「農村匡救桑園整理及改植補助金交付要項」を公布し<sup>25)</sup>、養蚕組合が計画、実施する桑園整理と改植に対し補助金を交付すると指示（七蚕第383号）した<sup>27)</sup>。また、9月には、農村匡救対策桑園整理改植実施協議会も開催され、国から

の253,425円の助成金で2,455町6反の桑園整理と461町7反の改植を秋から「断行」とし、前者に1反7円50銭、後者に1反15円の割合で補助するとした。また整理地では小麦などの有用作物を栽培し、改植地は「完全ナル整地（天地返）」にして苗木を植付けるよう指示した。

牧本村へは、9月2日付の文書で整理反別4.69町、改植反別0.88町、その補助予定額483円が示された。同村では、先の協議会での内容を徹底させるため、9月7日付で各養蚕実行組合長宛に文書を出し、10日午後1時より役場にて協議会を開催するので、各実行組合の理事と監事全員が参集するよう通知した。当時牧本村には、養蚕実行組合が8つあり、村では県からの補助金を各養蚕実行組合ごとに再配分し、それを「配当金額反別」（表8左）として示し、各実行組合の代表者がそれを検討し各組合ごとに申請するように指示したと見られる。つまり、牧本村での桑園整理改植補助は、村主導で養蚕実行組合を対象に行われた。

各養蚕実行組合内での調整が終わり、8組合

1932年度桑園整理及改植補助金交付申請

〈表8〉

養蚕実行組合名	同上組合長氏名	組合員数	配当金額反別			申請金額反別			1人当り平均申請額
			整理	改植	計	整理	改植	計	
竜生	金森新平	19人	48畝10 36円24	9畝50 13円50	57畝15 49円87	48畝00 36円00	9畝00 13円50	57畝00 49円50	2円61
八十内	吉田末吉	15	38.10 28.62	7.05 10.76	45.15 39.38	38.00 28.50	7.05 10.75	45.05 39.25	2.62
惣五郎内	大須賀治郎作	28	71.10 53.42	13.15 20.08	84.25 73.50	71.00 53.25	13.10 20.00	84.10 73.25	2.62
中郷	塚目虎吉	20	51.00 38.15	9.18 14.35	60.18 52.50	51.00 33.25	9.15 14.25	60.15 52.50	2.63
児渡	関原清門	37 (実39)	94.05 70.58	18.00 26.58	112.05 97.12	94.05 70.62	18.00 27.00	112.05 97.62	2.64
上松本上組	北畠岩一郎	7	17.25 13.35	3.15 5.03	21.10 18.38	18.00 13.50	3.15 5.25	21.15 18.75	2.68
荒井	増子清	9	23.00 17.17	4.10 6.46	27.10 23.63	23.00 17.25	4.10 6.50	27.10 23.75	2.64
下松本	芳賀寅吉	49	124.20 93.47	23.15 35.15	148.05 128.62	124.20 93.50	23.10 35.00	148.00 128.50	2.62
計	8	184 (186)	468.20 351.00	88.23 132.00	557.13 483.00	467.25 350.87	88.05 132.25	556.00 483.12	2.63

(牧本村『昭和七年蚕業関係書類』)

から申請書が出揃ったのは9月下旬のようで9月30日付で福島蚕業取締所郡山支所宛に「農村匡救桑園整理及改植補助金交付申請書ノ件」を送付した。8組合の「配当金額反別」と「申請金額反別」をまとめると表8のようになり、両者の相違は誤差程度で、前者に合わせて後者が決定されたようである。

補助額の基準は、各養蚕実行組合の桑園面積に対する割合ではなく、組合員数に対してであった。各実行組合とも一戸当たり2円60銭強の補助に統一されており、組合員数に比例して補助額も多くなっていた。桑園の整理や改植という単純な農業補助金なら桑園の面積を基準にした方がより公正かつ合目的補助と言えるが、組合員数を基準にしたところに、この補助が農業補助でなく農家救済的補助という性格を示していると判断できる。

ちなみに、当時の牧本村の養蚕農家は223戸<sup>7)</sup>ほどで、補助を受けたのは同農家の82.5%ほどで、全農家の44%と半数近くの農家が補助を受けていた。

② 事業の実績

このような補助を受けて、各養蚕実行組合で

は桑園の整理と改植を実施したが、その事業実績の概要をまとめると表9<sup>8)</sup>のようになる。この表は、県の指示で牧本村が「昭和七年度ニ於ケル匡救公営事業ニ関スル件」(収第858号昭和8年6月23日)として各養蚕実行組合に事業実績の報告を求め、その回答として出された資料をまとめたものである。牧本村では、各養蚕実行組合からの回答を集計して同村の実績を報告しているが、その内容は実際のそれと相違していた。牧本村の実績報告は表9の「全体」の欄<sup>9)</sup>に記入しておいたが、それを各実行組合から報告された数値の総計と比較すると、補助金はほぼ同額であるが、労力費(実際は969円29銭)、実就労者(同554人)、延べ就労人員(同1,157.5人)には大きな違いがあった。

このことから、県への実績報告は実際のそれと違ったものが報告されていたようで、そのことを頭に止めておく必要がある。文書資料も十分注意して使用することが肝心であると再認識した。なぜ、このような書き換えが行われたのかと言うと、各養蚕実行組合からの実績報告が、当時の「桑園改設費」の標準と掛け離れていたからであった。このため、村では、県の標準で

1932(昭和7)年度桑園整理改植事業実績

〈表9〉

組合名	事業総額	補助金	負担額(1人当り)	労力費(%)	実就者(1人賃金)	延人員(1人日)	1日賃	文書
竜生養蚕実行		49円50		126円00	20人(6円30)	180人(9.0日)	70銭	6/27
八十内養蚕実行		39.25		99.30	15 (6.62)	42 (2.6)	70	
惣五郎内養蚕実行		73.25		135.80	28 (4.96)	192 (6.9)	70	6/25
中郷養蚕実行	73円50	52.50	21円00(1円05)	47.20(64.2)	20 (2.36)	59 (3.0)	80	
児渡養蚕実行	119.64	97.50	22.14 (0.56)	83.64(69.9)	39 (2.14)	104.5 (2.7)	80	
上松本上組養蚕	40.83	18.75	22.08(3.15)	26.40(64.7)	7 (3.77)	33 (4.7)	80	7/17
荒井養蚕実行		23.75		20.00		40	50	
下松本養蚕実行		128.00		430.95	425 (1.01)	507 (1.2)	85	6/27
総計		482.50		969.29	554人以上	1157.5人		
全体	1,007.00	483.00		659.00(65.5)	189人 (3.48)	824 (4.4)	80	

〈注〉負担額は、事業総額から補助金を差し引いた金額で、(1人当り)は表8の組合数で負担額を割り、1人当りの負担額を計算した。労力費の(%)は事業総額に対する割合。実就者は実際の就労者数で、(1人賃金)は労力費を実就者数で割った1人平均総賃金。延人員は延べ就労者数で、(1人日)は延人員を実就者数で割った1人平均就労日数。1日賃は、資料に記載されていた1人1日の平均賃金。文書は牧本村へ報告した月日。

(牧本村『同上』)

ある桑園整理費1反当り8円80銭、改植費66円36銭に近づくよう各養蚕実行組合の実績を書き換え、県に報告した。この結果、事業総額は補助金の2倍強となり、労力費は65.5%になった。

しかし、実際の事業総額はそんなに大きくなかったようである。残念ながら各養蚕実行組合の事業総額の合計は不明だが、表9の3つの養蚕実行組合のそれを見ると、中郷と児渡の実行組合は補助金の1.2倍から1.4倍で、上松本上組養蚕実行組合は2.2倍であった。なお、上松本上組実行組合の実績の報告だけは、村での内容の書き換え<sup>30</sup>後の7月17日付で、村の指示に従って報告されたようで、この数字には信憑性がないと言える。ここから判断して本来の事業総額は補助金プラス $\alpha$ で事業を進めたと見られる。その理由は、補助金以外の部分は自己負担となり、自己負担を少なくするためには事業総額を小さくするしか、当時の窮乏した各農家での対応策はなかったからである。

ただ、村としては、それでは実績報告としては不都合になり、内容を書き換えて回答したと見られる。

補助金と組合員負担の比率の問題は、桑園整理改植事業が、単純な農業補助か、農家救済補助かを結果として判断する基準になる。前述したように補助金が組合員の人数で決定されたことから、農家救済的補助の性格を示していたと言える。しかし、補助内容は、桑園整理改植のため事業へであり、養蚕農家の「生活の糧」への給与ではなかったことは言うまでもなく、それ以上にこの事業へ自己負担があるというのは、逆に彼らの生活を一時的にはあるが一層困難にする側面があったと言え、農民の即時的な生活救済にはならないと言えるからである。ただ組合員の負担が少なく、かつ、その負担が就労賃金で賄われる程度以上であったとすれば、農業補助でなく、農家救済的補助に含まれよう。それは、先の2つの実行組合の1人当りの平均負担と実就労者の1人当りの平均賃金を比較すれば一応の結論が出よう。両者を比較すると実

就労賃金が1円31銭から1円58銭上回っていることから、この事業は農家救済的補助と見ることができた。実はこの時重要なのが、実就労者が組合員であるという前提である。しかし、それを具体的に証明する資料は手元にはないが、表8の各実行組合の組合員数と実就労者数は（下松本実行組合を除いて）ほぼ一致し、ここから組合員イコール実就労者と仮定することが可能である。

つまり、桑園整理改植事業は、補助金を受けながら自前の労働力で実施し、自己負担分を自前の労働力に転化する方法で消化し、補助金の大半は肥料代や苗木などの経費として使用されたようである。このため、組合員の就労が即「生活の糧」を得る賃金とならず、農業生産の直接的な材料費として将来の農業収入に結びつく資金として補助金が活用されたと言え、これが農家救済的補助の特長と言えよう。それでも、1円31銭から1円58銭程度は手元に残る可能性があり、それを組合1人の平均就労日数を割ると1日43銭から59銭ほどにしか当たらなかった。また、就労日数も少し、当然金額も少ないので、「生活の糧」を得る事業としての役割を十分には持ち得なかったと言える。このため、牧本村でのこの桑園整理改植事業は、農民の生活救済としての農村社会事業的業務には含まれないと判断した。

#### (4) 牧野改良事業の内容

##### ① 補助金交付の経過

牧野改良事業にも、1932（同7）年から3年間農業土木費の一部が各府県に交付され、この補助金を以て同事業が実施された。当時の福島県は全国で3番目の馬の産地でもあったため、牧野改良を積極的に進め、1932年度は42,700円を支出した。「牧野改良規程」（同年9月5日）を設け、牧野組合、地方公共団体、畜産組合などに補助金を交付し、その事業対象は「牧野に於ける荊蕪土石其他障害物の除去並に地形の整理に要する費用／牧野に於ける牧野樹林の新植又は補植に要する費用／牧野に於ける隔障物、

牧舎、灌漑排水設備、牧道、其他適當と認むる工作物の新設若くは移築に要する費用<sup>31)</sup>で、土木、建築関係の資材および人夫賃などの費用であった。時局匡救土木事業の性格からして土木、建築関係の人件費として交付されることになっていたことは言うまでもなからう。

岩瀬郡には、3,090円10銭が交付され、このうち牧本村に22.1%に当る682円40銭が補助された<sup>32)</sup>。実際の補助対象となったのは飼育馬数95頭を持つ西郷共同採草組合へであった。

同組合は、時局匡救土木事業が実施される以前から牧野改良を計画し、県に補助申請をしていた。同年2月19日付で申請（経費1,269円23銭内人夫代1,035円23銭）し、10月22日付（福島県指令農業第1,610号）で認可されたのであるが、この間に時局匡救土木事業の一つとして、手続き変更がなされた。9月2日付で県内務部長より「牧野改良助成金ニ関スル協議会」の通知が牧本村にあり、早速（5日）西郷共同採草組合に、9日同村役場で県官と協議するよう通知した。このため、同採草組合では事業内容を人夫就労費のみの計画に変更し、その費用を増額して「牧野改良事業計画変更届」（なぜか8月22日付に）を県に提出した<sup>33)</sup>。その事業の内容は、同村大字牧之内字権太倉の76.24町（国有）の採草地整理と同村大字牧之内字保土窪の45町の障害物除去で、予算は前者が1,286円40銭、後者が100円であった<sup>33)</sup>。工事は12月中の2日間ほど実施されたようで、翌年（同8年）1月8日に竣工し、翌日、福島県知事宛に「竣

工届」「竣工並事業成績報告」、「昭和七年度牧野改良事業費支出決算書」を提出した。1月20日には、県より横山主事補が来牧し竣功検査が実施され、検査は合格したようで21日付で精算書とその「證」として人夫賃内訳の資料を添付して「補助金交付請求書」にて682円40銭を請求した。総事業費は1,422円40銭であったので、補助額は全体の48%となり、費用の内訳は表10のようであった。

## ②事業の実績

先の精算書によると、採草地整理事業の内容は荊蕨雑灌木除去抜根、焼払、土石除去という人夫を使用する作業で、費用の全てが人件費であった。その賃金は1人1日80銭で、延べ1,776人が就労して工事を実施していた。実際の就労者については、添付資料の「證」に個人別の氏名、出役日数、就労賃金総額、単価が記載されている。それによると就労者は81人であった。つまり、これらの人々が、この事業の実際の就労者であったことが確認できる。

この就労者の総賃金別人員をまとめると、16円80銭が4人、17円60銭が75人と、大半が17円60銭もの賃金を得ていた。この数字だけ見ると、この事業は先の就労者に相当の「生活の糧」を与える事業になったと解釈できるが、実は、この就労者が単なる就労者でなく、むしろ、西郷共同採草組合の組合員として、もう一方でこの事業に対し自己負担を背負っていた人々のようであった。先の就労者氏名と組合員氏名が一致すればその関係が明確になるが、残念ながらこ

採草地整理事業の事業実績

〈表10〉

	予算額	精算額	増減	町当り	実就員	延就員	賃金
荊蕨雑灌木除去抜根	1,179円20	1,200円00	20円80	44円80	81人	1,500人	80銭
焼 払	107.20	117.60	10.40	4.40	81	147	80銭
土石除去	100.00	104.80	4.80	8.40	81	131	80銭
合 計	1,386.40	1,422.40	36.00		81	1,778	

〈注〉町当りは1町当りの金額、実就員は実就労者人員、延就員は延べ就労者人員、賃金は1人1日の平均賃金の意味。  
 （牧本村『昭和八年農商関係書類綴』）

就労者と賃金 &lt;表11&gt;

総賃金	就日数	人員
16円80	21日	4人
17.60	22	75

<注> 就日数は就労日数の意味。(『同上』)

れまでの資料調査からでは、全てが一致するとの確認は得れなかった。1933(同8)年と翌年の役員名簿より確認すると役員18人(1人を除いて)<sup>30)</sup>は、全員就労していた。このことから就労者は大半(全員)が組合員であったと推定しておく。この前提に立って先の総賃金と事業負担金の関係を比較してみることにする。それにはもう一つの仮定が必要で、組合員が81人であることである。そうすると1人当りの自己負担は9円14銭(計740円)になる。総賃金が17円前後であったので、これを差し引くと手元には1人7円66銭から8円46銭残り、1日の実質就労賃金は38銭程度になる。

前述したように、桑園整理改植事業もそうであったと見られるが、自己負担金は自己の労働力によって相殺し、残りが就労賃金として手元に残ったと見られる。そうだとすると、牧野改良事業も農家救済的補助であったと言える。ただ、手元に8円前後残ったことは、「生活の糧」となる可能性は高く、金額的には、農村社会事業的側面を有していたが、22日間の労働の結果としての「生活の糧」としては、不十分と言え、農村社会事業的側面は限定的であったと判断する。

以上が、1932年度の牧本村で実施された時局匡救土木事業の農村社会事業の立場からの内容分析である。同事業は翌年も実施され、類似した経過と内容であるので、1933(同8)年度は各事業の実績を中心に、その実績の内容が農村社会事業的側面を有しているか否かを中心に検討し、「はじめに」の②農民(就労者)の生活への効果、それに伴う農民の社会事業への認識を中心について検討してみる。

## 2) 1933(同8)年度の事業内容

時局匡救土木事業が始まって2年目であるが、牧本村では、前年と同様の①村道改修工事、②桑園整理改植事業、③牧野改良事業、そして④県営土木工事が実施された。それらの事業をまとめると表12のようになり、全体で8,312円84銭5厘を使用する工事が実施され、県直営の事業が51.7%を占め最も大きな事業であった。

この事業総額は、当時の牧本村の財政(歳出決算)の49.2%に相当する大規模なものになっていた。ただ、県直営事業については、県道改修工事であったが詳しい資料が手元になく実態は不明である。

県直営事業以外では、村道改修工事20.2%、牧野改良事業18.7%、桑園整理改植事業9.4%となり、この3事業の費用の大半(81.2%)は労力費であった。つまり、総事業費の大半が窮乏する農家や農民への補助や賃金給与として支出されたようである。県直営事業も類似した内容であったと見られる。

1933年度牧本村時局匡救事業の概要

&lt;表12&gt;

事業主体	事業種目	事業費総額	同左中労力費	使用労働者延人員	1人平均日額賃金	使用労働者実人員		
						男	女	計
牧本村	村道改修工事	1,679円000	1,168円240	1,475人	79銭2	95人	15人	110人
牧野組合	牧野改良事業	1,556.000	1,556.000	2,005	77.6	104	28	132
養蚕組合	桑園整理改植事業	780.200	538.100	688	78.2	135		135
計		4,015.200	3,262.340	4,168	78.2	334	43	377
福島県	県道改修工事	4,297.645						

(牧本村『昭和九年土木関係書類綴』)

なお、桑園整理改植事業は、1932（同7）年度とほぼ同様に8つの養蚕実行組合に補助金を交付する方式で実施<sup>35)</sup>され、牧野改良事業も前年と同様の補助金交付方式で、西郷共同採草組合に加えて児渡共同採草組合にも補助された<sup>36)</sup>。その実績は表12に示す通りで、両者の農村社会事業的側面にも変化がなかったと見られるため、この2つの事業に関する検討は省略する。

村道改修工事についても、その側面は前年と同様であるが、前年と相違する部分の経過とこの工事の持つ農村社会事業的側面およびの内実を検討してみる。特に、窮乏する農村と農民に「賃金散布」的方法<sup>37)</sup>で時局匡救土木事業が実施されたとする具体的裏付を事例的に検証し、事業の効果を疑問視する指摘<sup>38)</sup>に対しても、事例的に追試してみることにする。また、その効果が、農民のこの政策への評価や社会事業への認識にどう影響していたかも検討してみる。

### (1) 村道改修工事の内容

#### ① 補助申請と手続

1933（同8）年度の牧本村での時局匡救土木事業は、同年6月30日の村会で「時局匡救土木事業施行ノ件」と「同事業費起債ノ件」が「全員一致異議ナク可決確定」された<sup>39)</sup>ことから始まる。事業の内容は、前年度より継続されている戸ノ内小中線（上松本字前より長沼町大字小中に至る箇所）の村道改修工事であり、費用の村支出分425円を県より借入（起債）することにした。これにより村の予算も補正され、村道改修工事は県よりの時局匡救事業費補助1,275円と村債425円、計1,700円で実施されることになり、その内訳は工費1,252円71銭など表13のようであった。

村会決議を受けて、村長は同日付で「農村振興市町村土木工事費補助申請」（発第430号）を県知事宛に提出した<sup>40)</sup>。申請資料は、「工事計画書」、「事務費調書」、「労働者使用延人員並救済者使用延人員調」、「事業着手及終了予定年月

1933年度時局匡救道路改修工事費の予算

〈表13〉

科目	予算額	内 訳
道路敷買収費	229円14	2反3畝2歩, 1反平均99円33銭
工 費	1,252.71	
雑 費	66.15	器具機械費39円, 雑費27円15銭
事務費	152.00	監督費40円, 事務員手当30円他
雑給, 雑費	72.00	旅費20円, 測量費30円他

（牧本村『昭和八年牧本村会議録』）

日」であった。工事は、村直営で8月20日から翌年3月9日までに実施され、労力費は1,148円11銭で、延べ1,435人の労働者（要救護者）を使用すると報告<sup>40)</sup>し、労力費は全予算の67.5%であった。

8月1日（預第24号）には、預金部仙台支部須賀川出張所長より、牧本村での「農村振興其他土木事業資金」の借入金に関する調査があった<sup>41)</sup>。同村では預部よりの借入金はなく、前年度の道路改修工事による県よりのそれが500円あると報告した。つまり、当時の村の借入金は、時局匡救土木事業にともなうそれだけであったことがわかる。今回の工事では425円を県よりまた借入することとしたため、計925円の借入金となる。この借入金は、いずれも5年据置、利率3.2%の20年と15年償還という有利なものであった。ちなみに、償還財源は村税としているが、1932（同7）年度の村税収入は10,721円で、405円（3.8%）ほどの滞納があり、賦課戸数は370戸（総戸数423戸）であった。

しかし、8月31日になっても県から工事許可の指示がなかった。このため同村では31日付（発第1164号）で須賀川土木監督所長宛に、県からの許可は出ていないが「出役人夫ノ関係上来堯丹十員も8員30日付付(福島県指令七第582号)で許可を出していた<sup>40)</sup>が、31日現在では文書が届いていなかったため、このような行き違いが起こってしまったようである。県は、農村振興道路工事県費補助として1,275円の支出を通知し、同時に（八土第582号）、道路拡張にともなう「潰地承諾書」の提出を指示した。「潰地」の買収は、田0.518反、畑0.913反、山0.816反を24人より230円10銭（全体の13.5%）で買

い上げた<sup>40)</sup>。これにより最高22円、最低30銭、1人平均9円59銭が支払われ、これも村民の収入となったが、この場合は土地持ち層への支出であり、彼らも時局匡救土木事業より恩恵を受けていたことが確認できる。

県の許可を得た同村では、9月7日付（発第1,204号）で各区長宛に「土木工事出役ニ関スル件」を通知し、「時局匡救土木工事戸ノ内小中線改修工事ハ来ル本月十日ヨリ着手致ス可ク候ニ就テハ希望者ハ手道具携帯出役候様御部内へ周知方」を依頼<sup>41)</sup>した。また追記として、この時すでに、県道須賀川田島線（鳳坂地内）の県直営による農村振興土木工事も実施されていたため、この工事と就労者が競合しないよう「希望者出役候様」にとの指示も付け加えた。

つまり、これらの文書から、この道路改修工事は、牧本村全体の各区から就労希望者を募り実施するという、前年と違った方式で実施したことがわかる。また、正式の募集通知は遅かったが、就労者は作業の道具を持参することになっていたことや、同村内で県営の道路改修工事が並行して実施され、就労の機会が増大していたこともわかる。なお、県営工事の方も村内全域から就労者を募っていたようで、競合を防ぐた

めあのような通知となったようである。

実際の道路工事も、9月10日から実施され、同月15日付（発第1252号）で、須賀川土木監督所長宛に「匡救土木工事着手ニ関スル件」と県知事宛に「労働者災害扶助法適用事業届」を提出した<sup>40)</sup>。後者は、1931（同6）年4月に制定された「労働者災害扶助法」と「労働者災害扶助保険法」に基づく届で、この道路工事で働く就労者の事故などに対する労働災害の扶助を目的としたものであった。時局匡救土木工事に、これらの制度が適用されたことは注目できる。

この届書で資料的に重要な意味を持つのは、就労者の労働時間が明記されていることで、ここからこの道路改修工事での就業時間がわかる。5月1日から9月15日までの就業時間は午前6時から午後5時までで、11時間拘束で2回の休息时间<sup>42)</sup>があった。9月16日から11月15日までは午前6時30分から午後5時まで10時間30分拘束（休息は2回）、11月16日から2月28日までは午前7時から午後4時まで9時間拘束（同上）であった。

このことから、昼休み（30として）と休息时间を除く、実就労時間は10時間から8時間ほどであったことが推定できる。

村道改修工事での就労者の業務内容と賃金

〈表14〉

期間	切取人夫	残土人夫	土羽人夫	盛土人夫	計
9/10-9/14	93人(66円26)	72人(47円29)	2人(1円20)	- ( - )	167人(114円75)
9/16-9/20	91人(58.13)	86人(63.41)	10人(7.56)	11人(7.92)	198人(137.02)
9/21-9/25	144人(101.81)	111人(65.96)	5人(4.06)	- ( - )	260人(171.83)
9/26-9/30	64人(45.64)	53人(31.25)	9人(6.60)	49人(30.16)	175人(113.65)
10/1-10/5	62人(38.12)	105人(64.72)	15人(11.26)	- ( - )	186人(114.10)
10/6-10/9	10人(6.00)	17人(10.10)	4人(3.00)	- ( - )	31人(19.10)
12/2-12/6	48人(28.86)	- ( - )	8人(5.70)	32人(19.10)	88人(53.66)
12/7-12/11	56人(34.80)	8人(4.40)	7人(5.10)	17人(10.20)	88人(54.50)
	上布撥込砂利採	上布撥込馬車持	布均人夫		
12/11-12/15	72人(43.20)	37人(111.00)	- ( - )		109人(154.20)
12/16-12/20	78人(42.29)	32人(116.00)	9人(6.52)		119人(164.81)
12/21-12/27	14人(8.50)	8人(24.00)	17人(10.10)		39人(42.60)
	馬車持人夫				
9/10-9/14	11人(22.50)				11人(22.50)
10/1-10/5	4人(5.50)				4人(5.50)
合計					1,475人(1168.22)

(牧本村『昭和八年度農村振興土木関係書類』)

② 工事の内容と就労者

以上のような経過と手続きで村道改修工事が進められたが、9月10日から翌年2月10日までの工事の内容と就労者の状況を次に見て行くことにする。この道路改修工事の内容と就労者の状況については、『昭和八年度農村振興土木関係書類』中の「昭和八年度戸ノ内小中線工事整理簿」より、その概要をまとめると表14のようになる。就労期間は、9月10日から10月9日と12月2日から12月27日の2回に分かれ、前半は道路拡張のための「切取」,「残土」などの作業と道路の排水を良くするための溝渠づくりの仕事であった。後半は、道路の路面を整備するための作業であった。工事を2回に分けて実施したのは、10月中旬から11月にかけての稲刈りと脱穀の収穫時期を避け、農閑期に多くの農民に働く機会を与え、賃金を散布したかったためであろう。

就労者の就労状況は、前半が延べ1,017人、後半が延べ458人で計1,475人となり、5日間の延べ人員の最も多かったのは9月21日から9月25日の延べ260人で、1日平均52人となる。各月の就労者実人員を「農村振興町村土木事業工程報告」などより見ると9月は男性81人、女性5人の計86人、10月（原文は11月と誤記）107人（698円47銭）、12月110人（1,168円24銭）であった。この人員は、牧本村の全戸（一戸1人として）の20.6%から26.3%にあたり、1戸平均月6円53銭から10円62銭の賃金を得ていたことになる。

③ 就労日数と総賃金

では、実際にどのような人々が村道改修工事に就労し、どの程度の賃金を得ていたのだろうか、次にその点を検討してみる。つまり、時局匡救土木事業の中で最も社会事業的側面の強いと判断した道路改修工事の政策的効果がどのようなものであり、それによって、どんな階層の人々が、どの程度の「生活の糧」を得られたかを検証してみる。このような、政策的効果としての個人の生活救済の内容にまで踏み込んだ分

析がなされた時、時局匡救土木事業の社会事業史的役割と性格が考察できると考えるからである。

幸い、先の『昭和八年度農村振興土木関係書類』中に毎日の個人別出勤状況とその賃金を記した「昭和八年度戸ノ内小中線工事整理簿」が含まれており、この資料を使って分析してみる。まず、毎日の就労者数と賃金であるが、それをまとめると表15のようになる。これを見ると就労日数は前半が26日、後半が21日で前半の延べ就労者は1,038人（その賃金699円47銭）、後半は443人（469円77銭）、計1,481人（1,169円24銭）になり、表14と比べると就労日数で7日少なく、延べ人員で6人多かった。1日の就労者は、前半が21人から56人で平均38.7人、後半は13人から25人で平均21.1人と、前半の方が多かっ

就労者数と賃金 <表15>

月/日	就者	賃金	月/日	就者	賃金
9/10	21人	18円40	10/6	31人	19円10
9/11	37	28.99	12/2	13	8.00
9/12	41	31.02	12/3	18	11.40
9/13	43	29.62	12/4	20	12.20
9/14	40	29.22	12/5	17	10.10
9/16	35	23.02	12/6	20	11.96
9/17	37	26.06	12/7	22	13.10
9/18	37	24.78	12/8	25	15.20
9/19	46	30.34	12/9	24	14.50
9/20	43	33.82	12/10	17	11.70
9/21	51	35.73	12/11	21	29.40
9/22	55	37.12	12/12	21	29.40
9/23	47	27.37	12/13	21	29.40
9/24	51	35.16	12/14	23	33.00
9/25	56	36.45	12/15	23	33.00
9/26	33	21.57	12/16	24	33.85
9/27	38	26.42	12/17	25	34.85
9/28	26	15.73	12/18	25	34.49
9/29	46	26.70	12/19	25	34.92
9/30	38	23.23	12/20	20	26.70
10/1	34	21.06	12/21	22	32.50
10/2	40	27.62	12/23	17	10.10
10/3	36	24.24			
10/4	37	22.82	総計	1,481人	
10/5	39	23.88		1,169円24銭	

<注> 就者は就労者人員。



た。前半に就労者が多かったことは、早目に賃金が付与され「生活の糧」が早く得られるという効果があった。就労時間は前述したが、休日 は9月15日と12月22日の2日しかなかった。

個人別の就労状況と賃金については、先の「工事整理簿」より個人別就労一覧をまとめた が、それによると実際の就労者は男性82人、女 性5人、計87人（全戸の20.8%になる）であっ た。この男女比が、前年の村道改修工事のそれ と著しく相違していた。この原因は、工事箇所 が4箇所から1箇所になったため、女性の就労 に通勤等で時間的無理が生じたためと判断する。 なお、この「工事整理簿」の延べ人員、全賃金（労力費）は、表12の県に報告した「村道改修 工事」の数字とほぼ一致するが、実就労者につ いては、男性が7人、女性が10人少ない。それ でも、この「工事整理簿」を基に県への報告（表12）が作成されたと見られ、両者の関連は 深いと言える。

87人の就労者で、前半後半とも全て出勤した 者は1人で、他の86人は千差万別の就労状況で あった。それを就労日数別（5日間単位）にま とめると表16のようになり、大半が25日以下の 就労で、11日から25日間の就労者が57.8%を占 めていた。つまり半数の就労者は、就労期間の 1/3から1/2程度働き賃金を得ていたことになり、 26日以上働いた者は12人（13.8%）しかいなかっ た。逆に10日以下の就労者は25人（28.7%）も いた。このことから就労者の出勤率がよくなかっ たと言えよう。その理由はさだか でないが、農業等の仕事で就労で きなかったためか、それとも就労 制限によるものかなど考えられる が、不明であり、今後の調査課題 とする。ただ、前半と後半の就労 者の状況から言えることは、前半 の就労者70人中後半も続けて（1 日でも）働いた者は28人（40%） と少なく、後半新たに就労した者 は17人と3人に1人であった。こ のことから後半は、財源の限定や

就労日数別の就労者数 <表16>

	全就労者(%)	確認就労者(%)
1日-5日	10人 (11.49)	1人 (3.23)
6日-10日	15人 (17.24)	4人 (12.90)
11日-15日	19人 (21.18)	7人 (22.58)
16日-20日	13人 (14.94)	5人 (16.13)
21日-25日	18人 (20.69)	7人 (22.58)
26日-30日	2人 (2.30)	- ( - )
31日-35日	3人 (3.45)	2人 (6.45)
36日-40日	4人 (4.60)	3人 (9.68)
41日-45日	2人 (2.30)	1人 (3.23)
46日-50日	1人 (1.15)	1人 (3.23)
計	87人	31人

就労機会の拡大のために就労者を制限した可能 性もあり、賃金散布的傾向は意図的なものであっ たかもしれない。

④「生活の糧」と格差

就労日数の個人差は、各個人の総賃金の格差 に比例し、ひいては「生活の糧」を得る量に反 映されるが、各個人別の総賃金を就労賃金額別（5円間隔で）にまとめると表17のようになる。 これを見ると5円から15円の賃金を得た者が42 人（47.6%）と約半数で、大半が20円以下であっ た。つまり、この工事の就労者の大半が20円以 下の賃金で5円から20円程度の「生活の糧」を 得ることができたと言える。総賃金の最高額は 50円50銭で、最低は25銭であった。前者は17日 間で（1日3円）で50円50銭を得、後者は1日 で25銭しか得られなかった。これは、賃金がい ろんな条件によって格差があったためである。

就労総賃金別の就労者数 <表17>

	全就労者(%)	確認就労者(%)	「生活の糧」の日数
0円01-5円00	17人 (19.54)	3人 (9.68)	0 - 3.4日
5.01-10.00	22人 (25.29)	5人 (16.13)	3.4日- 6.9日
10.01-15.00	20人 (22.30)	6人 (19.35)	6.9日-10.3日
15.01-20.00	13人 (14.94)	6人 (19.35)	10.3日-13.8日
20.01-25.00	3人 (3.45)	2人 (6.45)	13.8日-17.2日
25.01-30.00	4人 (4.60)	2人 (6.45)	17.2日-20.7日
30.01-35.00	6人 (6.90)	5人 (16.13)	20.7日-24.1日
35.01-40.00	1人 (3.23)	1人 (3.23)	24.1日-27.6日
40.01-45.00	- ( - )	- ( - )	27.6日-31.0日
45.01-50.00	1人 (3.23)	1人 (3.23)	31.0日-34.5日
計	87人	31人	

1日の賃金の格差はこれまた非常に個別的で最小25銭から最大3円で、3円を得たのは馬車持ち就労者で、就労者だけの賃金では最高1円であった。1円を取っていたのは人夫頭という特定の人物で、人夫頭でなくても時々90銭を得ていた者もあり、いろんな条件の基に格差を付けていたことが理解できる。その条件の第1は、遅刻、早退、超勤などの就労時間の増減による賃金格差であった。当時の「出勤票<sup>49)</sup>」に上記の項目があり、それによって賃金が詳細に決定された。全体的にみると1日60銭という賃金が多いことから、60銭を基準に就労時間(303頁参照)の増減で賃金を算出していたと見られる。

第2の条件は、馬車と就労者がセットで働いた場合や人夫頭という役職による賃金の格差である。特に馬車セットの就労者は、1日3円と普通の就労者の5倍の賃金であった。

第3の条件としては、男女差である。女性就労者は5人確認できるが、最高60銭で最低40銭、平均48銭であった。男子は1日最低60銭を基準としており、20銭前後の格差があった。

第4の条件としては、経験年数や年齢による格差であるが、これを十分確認できる資料はない。個別にみて、経験者だから賃金が全体的に高いと思われるのは人夫頭のみで、他の人々は全て一定ではなく変化していた。年齢による格差ありと思えるものが5ケースぐらいあった。1日50銭を基準としていると見られる就労者で、彼らの年齢が資料的に確認できず裏付けが取れない。(若年就労者などであれば年齢格差が立証できるのだが。)

以上のように、いくつかの条件の基に賃金格差があったようで、そのような格差をつける背景には、国からの補助金を厳密に使用し、より多くの人々に賃金を散布しようとしたためと理解する。このため就労者側は、公共工事の就労に対する賃金格差の厳密さを体験したであろうし、窮乏する農民への生活救済を目的とした工事でありながらも、就労した農民の側から見れば、救済的ニュアンスを実感しにくい賃金給与

方式であったかもしれない。その意味で「賃金散布」という“上からジョウロで賃金を少量ばらまいた”というイメージに近いというのが、就労者側の実感であろうか。つまり、生活救済という弱者を救う立場で賃金給与が行われず、就労時間、職階、馬車持ち、男女差などという資本主義的な厳密な賃金配分を実施したことで、就労者間に賃金格差としての貧困格差を増幅するような内容になってしまったからである。その最も端的な例が、馬車を持っていると普通の5倍の賃金を得られ、事実この工事の最高賃金を得たのは馬車を持っていた人で、17日間就労して50円50銭の賃金を得ていた。人夫頭でさえ40日就労して40円の賃金しか得られないのに、半分以下の就労日数で10円以上多い賃金を手にできた。他にも馬車を出した7人は短期間で高額な賃金を得ている。馬車は日常的に経費がかかるので、高額賃金になるのもやむをえないとの見方もあろうが、各個人の収入としては格差がつき、貧富の差を生むことになったのも事実である。その面から見れば貧困格差の増幅が、この工事の中にも内在していたことになる。

もう一つの事実は、男女による賃金格差で、これも家族内に男性就労者がいない世帯では女性が就労しなければならず、女性就労者は1日20銭前後の格差があり、働けば働くほど総賃金の差は拡大することになり、これも前者同様、貧富格差を増幅することにつながったと言える。このように、この道路改修工事による農民への生活救済は、貧困格差を拡大する要因も内包しながら実施されたと言えよう。

##### ⑤ 階層と「賃金散布」の量的内実

このような賃金格差を内包しながらも、87人が賃金を得ていたが、これらの就労者がどのような階層の人たちであったかを次に分析してみたい。つまり、時局匡救土木事業が窮乏化する農民のどの階層の人々に賃金を散布したかを事例的に確認するためである。とは言っても、個々の階層を的確に知る資料は手元になく、仮に当時の村税納入額を基準に就労者の階層を分析してみる。実際の個人別納税額の資料としては

1933（同8）年6月12日に村会で決議された「昭和八年度牧本村税戸数割賦課額<sup>44)</sup>」を使用した。その内訳は「資産ノ状況ニ依ル賦課額」と「所得ニ依ル賦課額」から成り立ち、資産と所得という現実の階層性を代表するファクターを一定の数量的基準で算出するという内容になっており、その意味で税額として算出された数字には一定の階層的客観性があると言えよう。

ただ、もう一つ致命的な問題は、先の「戸数

割賦課額」に出てくる名簿と就労者氏名の一致する者（別資料<sup>45)</sup>を介しての一致者も含む）が31人（35.6%）と半数に満たなかった点である。その理由として考えられるのが、「戸数割賦課」の名簿は世帯主としての家長の名前が記載され、一方、就労者名簿には就労者自身の名前であり、同世帯の就労者でも家長が就労していない場合は納税額が判明しないのである。特に、家長は、世帯中の男性の長老である場合が通例で、同世

確認就労者の個人別就労内容および税額等の状況

〈表18〉

No.	住 所	就 労 日 数			賃 金		税 額	備 考
		前期	後期	計	総額	平均額		
1	上松本	25日	15日	40日	28円87	0円72	3円58	32歳, 家族4人
7		13	6	19	13.14	0.69	1.76	
11	下松本	24	—	24	15.52	0.47	2.32	
14	上松本	11	—	11	7.86	0.71	1.34	20歳 (明治44年11月23日生)
16		26	21	47	29.70	0.63	2.50	
17		22	—	22	15.74	0.72	2.09	
18	上松本	6	11	17	50.50	2.97	6.00	42歳 (明治24年4月12日生)
20		26	14	40	40.00	1.00	1.16	人夫と馬車, 1日3円 人夫頭, 1日1円
22	牧ノ内	17	—	17	10.40	0.61	5.52	
28	牧ノ内	22	—	22	16.08	0.73	2.24	20歳 (明治44年10月27日生)
29		8	—	8	6.06	0.76	1.95	
30	上松本	14	—	14	8.52	0.61	2.27	戸主でない
36	下松本	25	—	25	17.64	0.71	2.12	36歳, 家族10人
42	上松本	19	—	19	12.77	0.67	0.97	33歳, 家族2人
44	下松本	22	—	22	15.96	0.73	4.18	43歳 (明治22年12月23日生)
48	下松本	15	16	31	18.68	0.60	3.11	戸主でない
50	上松本	22	—	22	14.88	0.68	3.20	33歳 (明治33年9月12日生)
51		6	—	6	3.88	0.65	3.13	
53	上松本	21	21	42	31.80	0.76	24.31	区長代理, 人夫頭
55		18	18	36	22.56	0.63	23.19	
56	牧之内	8	16	24	13.80	0.58	5.63	戸主でない
57	上松本	16	—	16	11.58	0.72	0.80	42歳, 家族8人
62		16	17	33	21.04	0.64	1.94	
64		12	—	12	6.26	0.52	10.58	
69	牧之内	8	—	8	5.16	0.65	0.81	42歳 (明治24年5月9日生)
70		6	1	7	4.42	0.63	0.44	
74		—	4	4	2.40	0.60	1.67	
80		—	11	11	32.50	2.95	5.03	人夫と馬車, 1日3円
81		—	11	11	32.50	2.95	2.12	(同上)
83	下松本	—	11	11	32.50	2.95	1.94	(同上) 31歳, 家族8人
84		—	11	11	32.50	2.95	11.01	

〈注〉「住所」と「備考」は「米麦配給調（昭和十一年一月十二日）」（『昭和十、十一年冷雪災害関係書類』）と『昭和十五年調製現役応召軍事扶助台帳』などより。「就労日数」、「賃金」は表1の〈注〉より。「税額」は表3の〈注〉より。

帯の青壮年者が就労しても，“姓”は一致しても“名”は一致せず，そのような理由で納税者と就労者の一致率が低くなつたと見られる。当時の「世帯名簿」が発見できればこの問題は解決されるのだが。

それに加えて，納税対象外の世帯も不明である。当時の納税世帯は370戸であったが，翌年の全戸数は418戸と48戸ほど対象外の世帯があった。これらの世帯に就労者がいれば先の「戸数割賦課額」名簿からは確認できない。

ただ，非納税世帯は，前述（291頁）したように，最下層の世帯と言え，この工事の対象であったかどうかは，判断しかねる面<sup>46</sup>があることを付け加えておきたい。

それでも，31人が確認できたので，これらの確認就労者の就労日数，総賃金などをまとめると表18のようになる。備考には，他の資料より調べた家族構成，生年月日なども記入しておいた。表18の資料を基に，確認就労者の納税額の分布を見てみると表19右のようになる。これを見ると，納税額は全員30円以下で，1円から5円の納税額のところに19人（61.29%）が集中している。これを，牧本村の全納税者の分布と比較してみると，全納税者の91.6%が30円以下で，かつ，1円から5円に40%が集中しており，多少確認就労者の納税額が低めの傾向にあるものほど同様の比率で分布している。このことから推測して，この道路改修工事の就労者は，一握りの有産（上層）階層（8.4%）を除く，ほぼ全階層に亘る人々がまんべんなく就労していたと言えよう。これは時局匡救土木事業が，牧本村ではほぼ全階層を対象にしていたことを意味すると同時に，「賃金散布」という表現の内容が，広い階層に散布的であったことも裏付ける事例の一つになろう。窮乏化する広範な農民へ，その量は別にして，階層的広がりを持って賃金を散布するという政策的効果の一端が確認できる。

しかし，この階層的広がりはいずれも各個人の救済量としての効果を半減させてしまうことは言うまでもない。前述したように賃金の量的拡散を生

み最も必要な貧窮農民層への配分が相対的に減少したからである。国の政策的ねらいが「窮乏化する農民」全体にあり，「貧窮農民世帯」だけになつた点からすれば当然かもしれない。ただ，社会事業という視点から時局匡救土木事業の性格を位置付ける時，階層的広がりがあった事実は，社会事業の救貧をより低下させる方向に作用したと言えよう。反面，救済対象の拡大という面も見のがせず，広範な農民層がこの道路改修工事を通して国の社会事業的政策（農村社会事業）の対象となる最初の体験をしたことの意味は重要である。つまり，広範な農民が社会事業の片鱗を体験的に知る契機となり，この時期に町村や農民レベルで社会事業的政策が実態化した（意識化できた）ことの裏付けになるからである。

#### ⑥「生活の糧」の質的内実

次に，この道路改修工事で得た賃金が，どの程度の「生活の糧」，つまり，何日分の生活費となったかを推定してみる。ただし，このためには2つの前提が必要である。1つは，この賃金が彼らの生活のための食費などに使用されたという前提である。それを立証する直接的な資料はない。ただ福島県学務課『福島県時局匡救

確認就労者と納税額

〈表19〉

	全納税者(%)	確認就労者(%)
1円以下	26人 (7.92)	4人 (12.90)
1円01 - 5円00	148人 (40.00)	19人 (61.29)
5.01 - 10.00	66人 (17.84)	4人 (12.90)
10.01 - 20.00	73人 (19.73)	2人 (6.45)
20.01 - 30.00	26人 (7.03)	2人 (6.45)
30.01 - 40.00	8人 (2.16)	- ( - )
40.01 - 50.00	1人 (0.27)	- ( - )
50.01 - 60.00	5人 (1.35)	- ( - )
60.01 - 70.00	3人 (0.81)	- ( - )
70.01 - 80.00	2人 (0.54)	- ( - )
80.01 - 90.00	4人 (1.08)	- ( - )
90.01 - 100.00	1人 (0.27)	- ( - )
100.01 - 110.00	3人 (0.81)	- ( - )
110.01 - 120.00	1人 (0.27)	- ( - )
120.01 - 130.00	2人 (0.54)	- ( - )
130.01以上	1人 (0.27)	- ( - )
計	370人	31人

土木事業概要』の「成績」(130.131頁)の中で、「本事業就労に依る賃金に依り窮乏者の糊口の資となり、極度の窮迫したる世相を緩和し」(筆者傍点)滞納中の税金を納付したり、積立てる者もあったと述べており、就労で得た賃金は、まず窮乏する農民の食料費に使用されたことが記され、そのため、賃金は「特別ノ事由ナキ限り日払ト為スヘシ」と「請負契約条件」にも明記され、毎日の食料などの購入費用に賃金が使われるよう配慮していた。このような背景資料を基に賃金が「生活の糧」として使用したと仮定しておく。

もう1つは、当時の牧本村の農民の1日の生活費の基準となる資料がないため、それに替わる基準を前提にしたことである。これについては、『福島県農会ノ農家実態調査』(表2)の1931(同6)年の「米作を主とする自小作農家(家族9人、成人6人)の年間生活費530円89銭を基準とした。すると1日の生活費は1円45銭になるが、この生活費は非常に低くその前年は2円19銭であり、当時の米価の推移から見て、農業収入が最低の年の最低に近い生活費である。また、現実の就労者世帯の平均が、米作を主とする自小作9人家族と一致するという裏付けもないが、それでも1日の生活費としては最低に近いものと見られ、家族数を少し勘案しても1日1円45銭は一つの基準になる。これを前提に各就労者の総賃金が何日程度の生活費なりえたかを算出してみる。

ここでは、すでに表17で総賃金の分布をまとめているので、それを基本に日数を計算すると表17右側のようになる。この表から読み取れることは、就労者の約半数弱がこの道路改修工事で得た賃金で3.4日から10.3日ほどの「生活の糧」を確保し、13.8日以内までが大半であったこと。つまり、この道路改修工事で、7日から14日程度の生活が保証される就労者が大半であった。中には15日から1ヶ月の生活費を得た者も17.2%ほどおり大きな格差を生む結果となった。

それでも、この生活日数が、時局匡救土木事

業の農村社会事業的側面とその質を裏付ける事例になると言え、他の事業にもこの基準を使ってその質を分析することができよう。

以上のように、村道改修工事は、牧本村の大半の階層に「賃金散布」的効果があったが、具体的には賃金格差がともない、貧困格差をまねく側面を有していた。それでも広範な階層に「賃金散布」という社会事業的政策を体験させ、「生活の糧」を7日から14日ほど保障する可能性が内在したことは、彼らに社会事業を初めて意識化させることに作用したと理解できよう。紙面の関係で、再度まとめないが、1934(昭和9)年度とそれ以後については別稿でまとめることにする。

本稿をまとめるにあたっては天栄村公民館長落合孝男氏などの御協力を得ました。紙面にて心より御礼申し上げる次第です。

#### 〈註〉

- 1) 拙筆『地域社会福祉史研究の一考察—福島県天栄村の社会福祉の形成史を中心に—』修士論文
- 2) 吉田久一著『現代社会事業史研究』(吉田久一著作集3)川島書房、1990年8月30日発行、120頁から134頁。池田敬正著『日本社会福祉史』法律文化社、1987年3月20日発行、718頁から734頁。一番ヶ瀬康子他『講座社会福祉2 社会福祉の歴史』、有斐閣、1981年11月20日発行、58頁から60頁。
- 3) 2)の吉田著書の120頁。
- 4) 森武麿「日本ファシズムの形成と農村経済更生運動」歴史学研究会『世界史認識と人民闘争史研究の課題』青木書店、1971年発行、151頁
- 5) 安富邦雄著『昭和恐慌期救農政策史論』八朔社、1994年8月25日発行、第2部(第3章から第6章)
- 6) 加瀬和俊「救農土木事業の成立事情」東京大学社会科学研究所紀要『社会科学研究』第45巻第4号、1994年1月31日発行。
- 7) 「昭和九年十月福島県岩瀬郡牧本村勢要覧」天栄村史編纂委員会編『天栄村史』第3巻、1069頁から1072頁。

- 8) 7) の「農産物品目」別の資料による。
- 9) 牧本村『昭和五年牧本村会議録』（『天栄村史』第3巻 1066頁）では、自作地198町3116歩、小作地254町4228歩。
- 10) 同村『昭和五年農林関係書類』（同上、1066頁）
- 11) 農産物の価格の推移は次のようであった。

米1石価格の推移

年度	価格	指数
1927年	26円77	100
1928年	28.06	107
1929年	26.87	100
1930年	23.13	87
1931年	19.56	73

（福島県農業史編纂委員会編『福島県農業史』第2巻）

農産物価格指数の推移

年次	米	繭	果実	蔬菜	煙草	麦類
1927年	100	100	100	100	100	100
1930年	58	50	67	63	98	80
1931年	57	53	62	54	81	60
1932年	72	60	57	52	76	60
1933年	71	92	61	55	74	86
1934年	86	38	59	54	—	102

（福島県農業史編纂委員会編『福島県農業史』第2巻）

- 12) 大石嘉一郎著『近代日本の地方自治』東京大学出版会、1990年6月23日発行、216、217頁。
- 13) 福島県編『福島県史』第5巻、1971年11月30日発行、497頁。
- 14) 福島県学務部『福島県時局匡救事業概要』昭和11年7月20日、105頁。
- 15) 14) の128頁から130頁。
- 16) 14) の122頁から125頁。
- 17) 牧本村『昭和七年牧本村会議録』。②項は〈註〉を除き、本資料より引用。（19）以前まで）
- 18) 7) の「戸口」では、牧ノ内260戸、上松本87戸、下松本71戸、計418戸となり、各地区の戸数比はほぼ3：1：1になる。
- 19) 牧本村『昭和八年牧本村会議録』。②項の以下は、〈註〉を除き、本資料より引用。
- 20) 1) の107頁、150頁、226頁。
- 21) 牧本村『昭和七年農林関係書類』
- 22) 牧本村『昭和八年土木関係書類綴』。③項は〈註〉を除き、本資料より引用。

- 23) 292頁の1世帯1日1円45銭を基準にすると。
- 24) 14) の108頁。
- 25) 14) の156頁。
- 26) 5) の5頁。
- 27) 牧本村『昭和七年蚕業関係書類』。①項は〈註〉を除き、本資料より引用。
- 28) 牧本村『昭和八年蚕業関係書類』。②項は〈註〉を除き、本資料より引用。
- 29) 「全体」の数字は、牧本村『昭和八年土木関係書類綴』の1933（同8）年7月17日付（収第858号）の福島県学務部長宛の実績報告である。牧本村では6月21日付の県からの再調査に、6月23日付（収第858号）で各養蚕実行組合に実績報告を求めた。しかし、この回答が県の基準に合わないことが判明し、内容の書き換えが行われたようである。それについては、各養蚕実行組合の回答書に訂正が付されていたことから判断した。  
また、1ヶ月近く遅れた原因の一つは、上松本上組養蚕実行組合からの回答が遅れて（7月17日付）いたためである。
- 30) 29) のような経過で、県への回答日と上松本上組養蚕実行組合の回答日が一緒であったことは、内容の書き換え後と判断できる。
- 32) 14) の163頁。
- 32) 牧本村『昭和七年農林関係書類』
- 33) 牧本村『昭和八年農産関係書類綴』②項の以下は、〈註〉を除き本資料より引用。
- 34) 牧本村『昭和九年林業関係書類綴』。役員1人は、姓は一致したが名が一字違っていた。
- 35) 28) の資料。
- 36) 33) と34) の資料。
- 36) 加瀬和俊「救農土木事業の展開過程」『社会科学研究』第46巻4号では、「時局匡救土木事業（救農土木事業）が窮乏農民に賃金を散布する機能をどの程度果たし得たか」を、（国の）事業内容の年度ごと推移、その背景となった政策当事者の政策構想の解明、土木事業全体の中での位置の検討を加えながら、農林省管轄事業の固有の論点を補足しつつ、賃金散布機能について評価を加えている。筆者もこの研究に学びながら

「賃金散布」の実態を事例的に検証してみる。

- 38) 5) の141頁から144頁の中で安富は、『福島県時局匡救事業概要』を引用し、かつ当時の『福島民報』新聞の記事などから「慈雨」にすぎず、生活できる賃金を要求する「同盟罷業」が起こり、過重負担を強いられた町村の負担金問題（「不正」）にまで発展したなどの事例を上げ、「就労する農民にとっても、それをい町村にとっても、名実ともに『匡救事業』というわけにはいかなかった」と指摘している。

また、大石嘉一郎著『近代日本の地方自治』（東京大学出版会）221頁から223頁でも、福島県木幡村の事例などを上げながら、「広範な農民に『潤い』をもたらしたとみられるが、しかしそれは農家当りは小額で一時的にすぎなかった」と述べ、土建業者の地方の資本家や土地を買収された地主に利益をもたらした面が強いと、従来の指摘に従っている。

この2つの見解は一定の資料的裏付けによるものでそのような側面があったと言える。ただ、分析、引用した資料は、実際の就労者1人ひとりや個別に検討したものでなく、事件的記事や統計的資料を基にしており、個々の農民の生活にまで踏み込んだ分析でないで、その見解にもおのずと限界があると言える。本稿ではこの点を資料的にもう一步進めて検討を加えることにしたい。

- 39) 牧本村『昭和八年牧本村会議録』  
 40) 牧本村『昭和八年農村振興土木工事関係書類』  
 41) 牧本村『昭和八年土木関係書類綴』  
 42) 休息時間は、午前8時30分から45分、午後2時30分から同45分で、この他に昼休みもあったと見られる。なお、前者の休息時間は、季節による就労開始時間の変化によって、午前9時から同15分、午前9時15分から同30分に変っていた。  
 43) 出勤票の様式は次のようであった。

就業票

自 昭和 年 月 日  
 至 昭和 年 月 日

氏名	監督員 認 印	定時 間内	日給額		円 銭	
			増 歩		減歩	小 計
			早出	居残	早引	
計						

(牧本村『昭和八年農村振興土木工事関係書類』)

- 44) 19) の資料  
 45) 表18の〈注〉にある資料  
 46) 非納税世帯は、就労可能者がいないため収入が少なく、この工事に就労する可能性が薄いと判断するからである。